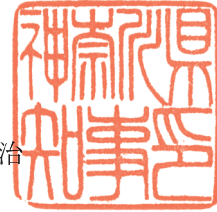


日付及び番号

薬または健総第 号
令和●年●月●日

〇〇薬局
管理者様



神奈川県知事 黒岩 祐治

さきに申請のありました令和2年度神奈川県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項及び医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 *** , *** 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、さきに申請のあった令和2年度神奈川県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 事業実施計画を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告しその指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき

- (6) この補助金は、交付決定通知後速やかに支払いを行い、補助事業終了後精算するものとします。
- (7) その他「規則」の定めるところに従うこと。

3 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して1か月を経過した日（要綱第10条により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は令和3年4月5日のいずれか早い日までに知事に提出しなければなりません。また、この際に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなき場合は、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。この精算の結果、補助金に残額が生じた場合は、速やかに返還しなければなりません。

- (1) 事業実施実績
- (2) 支払いを証する書類（領収書等）
- (3) 役員等氏名一覧表

4 消費税の申告により当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書をすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに県に提出しなければなりません。また、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、これを補助額から減額する必要がある場合には、その全部又は一部を減額又は県に返還することとなります。

5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することはできません。

6 規則第17条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがあります。

7 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を保管しなければなりません。

また、保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

8 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。

9 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができます。

10 規則の定めにより知事に提出する書類の部数は一部とします。

問合せ先

（実績報告その他手続きについて）

神奈川県ナビダイヤル

（支給金額について）

健康医療局生活衛生部薬務課

献血・薬物対策グループ

電話 045-210-4964